

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東村山市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東村山市長

公表日

令和3年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務において取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護の申請の受理に関する事務 ③生活保護の事実についての調査に関する事務 ④職権による保護の開始若しくは変更に関する事務 ⑤生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑥生活保護に関する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧就労自立給付金及び進学準備給付金の申請の受理に関する事務
③システムの名称	1. 中間サーバー 2. 生活保護システム 3. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表1の第15項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表2 (情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項) (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項目における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	健康福祉部 生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東村山市役所 健康福祉部 生活福祉課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	評価書名	東村山市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書	生活保護に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	健康福祉部 生活福祉課長 黒井 計子	健康福祉部 生活福祉課長	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 7 請求先	郵便番号:189-8501 東村山市役所 総務部 総務課 情報公開係 住所:東京都東村山市本町1丁目2番地3号 電話:042-393-5111(代表) ファックス:042-390-6227	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 8 連絡先	郵便番号:189-8501 東村山市役所 健康福祉部 生活福祉課 住所:東京都東村山市本町1丁目2番地3号 電話:042-393-5111(内線3112) ファックス: 042-393-6846	東村山市役所 健康福祉部 生活福祉課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策 1～9	様式変更による	IVリスク対策 1～9	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 1-② 事務の概要	必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする事務 を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務において取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護の申請の受理に関する事務 ③生活保護の事実についての調査に関する事務 ④職権による保護の開始若しくは変更に関する事務 ⑤生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑥生活保護に関する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧就労自立給付金の申請の受理に関する事務	必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする事務 を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務において取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護の申請の受理に関する事務 ③生活保護の事実についての調査に関する事務 ④職権による保護の開始若しくは変更に関する事務 ⑤生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑥生活保護に関する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧就労自立給付金及び進学準備給付金の申請の受理に関する事務	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月25日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表2 (情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 6,70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表2 (情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項 	事後	
令和2年12月25日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 1-③システムの名称	1. 中間サーバー	1. 中間サーバー 2. 生活保護システム 3. 団体内統合宛名システム	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表2 (情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表2 (情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項) (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項 	事後	
令和3年10月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	